

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由

コード	補充原則 1-2 ④		
	<p>上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を進めるべきである。</p>		
開示内容	<p>現在、当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後の持株比率動向を勘案しながら、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知等の英訳について検討してまいります。</p>		

コード	原則4-11	取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件	更新
	<p>取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。 取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。</p>		
開示内容	<p>当社の取締役会は、技術部門、営業部門、事務部門の経験・知識・実績を有し能力に秀でた人財を業務執行兼任取締役に選任しています。また、法規による基準に加え、当社の「社外役員の独立性判断基準」を充たし、企業経営者としての豊富な経験とグローバルで幅広い知見に基づく指導と助言を期待して、独立社外取締役2名を選任しています。 監査役会は、常勤の社内監査役2名と企業経営に通じた社外監査役3名の計5名で構成されており、現在は財務・会計の知見を有する監査役を選任していませんが、平成31年の株主総会までに財務・会計の知見を有する人物を社内・社外から求め、監査役候補を指名する予定です。 当社では、報酬諮問委員会で実施する、執行役員兼任の取締役の取締役報酬のインセンティブ部分の評価、及び執行役員報酬のインセンティブ部分の評価を通じて、取締役会の機能の向上を図ってまいります。</p>		

コード	補充原則 4-11 ③		更新
	<p>取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。</p>		
開示内容	<p>当社では、取締役の報酬に係るインセンティブ部分の評価を「報酬諮問委員会」にて実施しており、これを取締役個人別の評価としていますが、コードが求める「取締役会全体の実効性についての分析・評価」のレベルにはなっていません。 取締役会全体の実効性についての分析・評価、及びその結果の開示は、今後の課題と認識しています。</p>		